

ふるさと奈良景観づくり推進委員会

第1回専門部会 開催概要

■日時：平成20年2月25日（月） 午後2時00分～午後4時30分

■場所：奈良県中小企業会館 中会議室A・B

■議事：

[議事1] 部会長の選出

[議事2] 目的・スケジュール

[議事3] 景観に関する規制状況

[議事4] 景観計画の仕組みの確認

[議事5] 重点計画形成区域の設定について

[議事6] 現地調査の報告及び規制誘導の方向性

(1) 一般区域

(2) 重点景観形成区域（検討モデル区域）

■議事概要：

[議事1]

- ・部会長に本会委員長でもある大阪大学大学院 鳴海教授が選任された。

[議題2]

- ・専門部会の目的・今後のスケジュールについて説明が行われた。

[議題3]

- ・奈良県の景観に規制状況の取り組みについて説明が行われた。

[議事4]

- ・景観法に基づく景観計画の仕組みの説明が行われた。

[議事5] [議事6]

- ・各委員から出された意見の概要は次のとおり。

①重点景観形成区域（検討モデル区域）に関すること

- ・事務局提案の区域（国道169号等沿道）は景観要素が多く複雑であり、検討地区として相応しいか疑問。
- ・区域の設定については今後、議論が必要なところ。

②現地調査に関すること

- ・現地調査の結果を「良い」「好ましくない」に分け、調査者のみの評価で判断することは疑問。評価方法を精査検討すべきでは。本調査内容から届出対象行為、誘導基準の検討に入るのは無理がある。
- ・調査対象は建築物が中心となっているが、もう少し調査の対象を広げるべき。
- ・内容を精査のうえ、事例集、ガイドラインとしての活用も考えられる。

③届出対象行為に関すること

- ・良好な景観をつくることは、景観を悪くするあらゆる要素（建築物、空地、緑、土砂採石場、広告物等）をどうできるかにつきる。
- ・県民に理解してもらうために、景観をどうしたいのか、行政の思いをわかりやすく表現しないとイケない。
- ・行為の制限については、建築物に限らず幅広い事項について検討すべき。その上で優先順位の高いものから手を付けていくべき。
- ・色彩が奈良の場合かなり重要であり、景観を壊していることも多いため、色彩に対してどう表現していくか議論が必要。
- ・屋外広告物の大きな問題であるLEDについて検討すべき。

④今後の運営方法に関すること

- ・計画や条例によるマニュアル化だけでは良い景観は出来ない。
- ・他府県と同様のやり方では景観は良くならない。新しいやり方、運営の方法を考えなければならない。
- ・景観は長期的なものであるため、役所内での専門の組織や担当職員の配置、外部の専門家による委員会の設置など、行政が県民に景観に対する考えを伝え続けることができる組織、仕組みづくりが必要。

⑤その他

- ・景観条例、計画の検討は、この部会でやらなければいけないこと。
- ・奈良だから出来ることを考えるべき。
- ・景観計画に定める事項うち、必要に応じて定める選択事項の部分についても幅広く検討すべき。
- ・眺望点と眺望景観に対する取組みにもチャレンジすべき。
- ・地元の人材を育成するなど地域に根付いた景観人づくりが必要。
- ・まちのコミュニティを育てていくといった視点で、「景観まち協」のような組織を活かすことも重要。
- ・公共の美（景観）とは世論が決めるもの。その意味で様々な手段により県民の知識、理解を高めていくことが重要。